



新毎日

4月16日 (月)

2018年(平成30年)

発行所：東京都千代田区一ツ橋1-1-1
〒100-8051 電話(03)3212-0321
毎日新聞東京本社

強制不妊 山形で集団手術

60年代 施設、同意要求

山形県立の知的障害者施設が1960年代、女性入所者に対し、旧優生保護法(48〜96年)に基づく不妊手術への同意書を取った上で集団で手術を受けさせていたことが複数の証言から明らかになった。入所者の家族は取材に「同意しなければ施設にいらなかった」と語り、当時の職員も不妊手術が「暗黙の了解」だったと認めた。県も、集団で手術を受けさせられたとの訴えを把握しており、この施設を含め三つの県立施設の当時の実態を調査する方針。

(3面に「旧優生保護法を問う」スウェーデンルポ)

入所継続と引き換え

同法下で強制手術を行う場合、法が定めた手続きから手続きは、医師が個別に手術の必要性を判断し、県優生保護審査会に可否を申請する仕組みだった。手術が受け入れられている、原則18歳未満の入所を続ける条件だった場合、この施設は庄内地方にある

50人ほどがいた。入所者だった女性(66)の母親(88)によると、60年代後半の冬、施設の事務担当者から入所し続けるには「優生手術をしてもらわなければいけない」と説明を受けた。「生理がなくなれば(世話も)楽になる」と



不妊手術を受けたとされる女性(66)。知的障害者施設にいた頃に撮影した写真を見つめていた山形県内で(画像の一部を加工しています)

言われ、同意書を書くよう求められたという。母親は当時、優生保護法について知識がなかったと

山形県の強制不妊手術。国の統計資料によると、445人が強制された。県はこれまでに調査では、1970〜95年間に78人が県優生保護審査会で「手術すべき」とされ、優生手術実施報告などからは69〜79年度と80年代に10代を含む31人が手術されていた。ただ、今回の知的障害者施設は調査対象外だった。

いう。母親は「女としてかわいそう」と思ったが、ほかの同世代の女性入所者数人も手術を受けるよう言われていたことを知り、「順々に受けるもので、娘を預かってもらうためには仕方ない」と同意した。女性は手術後も生理が続いたことか

ら、卵管を糸で縛る手術を受けたとみられる。この女性と同じ時期に入所した別の女性(66)の姉(70)によると、妹が入院して不妊手術を受けた際、入所仲間も女性5〜6人も手術を受けて同じ病室にいた。この女性の母も同意書を書かされたこと、証明する書類はないものの、下部に大きな手術痕が残っているという。

が「暗黙の了解みたいなものがあった」と証言した。88歳の母親は「障害があったとしても(不妊手術が)必要ないという思いは今も変わらない。当時、私が話をした入所者の親たちはみな同じ考えだった。でも、預かってもらうためには同意するしか選択肢がなかった」と語る。一方、この施設は取材に「答える義務はない」としている。

「二村祐十郎、写真も」

手術ありきか

東京大学大学院総合文化研究科の市野川容孝教授(医療社会学)の話、入所者の保護者は不妊手術を福祉を受ける条件と受け止めており、明確な条件の文言がなくとも非常に大きな問題だ。実質的に(施設側の)強制だったと言える。1960年代は、全国的に不妊手術を受けさせることが推進された時期で、施設側も手術ありきだったのではないかと。今回のケースは山形だけではないと思う。

手術ありきか

また、このように同じ施設で保母として働いていた女性(69)は「先輩の保母から『ある程度の年齢になれば手術を受けさせる』と言われた」という。主に小学生以下の児童を担当していたため、不妊手術を受けた入所者の担当ではなかった

「福祉国家」も強制不妊

スウェーデン手術2万人

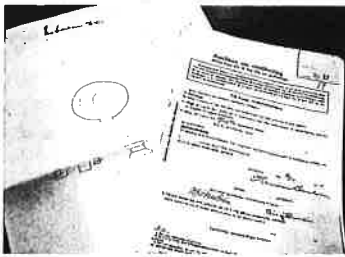


「福祉国家」として知られる北欧スウェーデンでは、1935年から75年まで強制的な不妊手術が行われていた。97年に同国のジャーナリストが告発するまで、22年間歴史に埋もれていた。同国政府は報道直後に調査委員会を設置し、短時間で補償を実現した。ストックホルム郊外に住み17歳の時に強制不妊手術を受けさせられた男性(90)が取り戻せない人生の心の内を語った。

「ストックホルムで矢野純一、写真も」

取材は、容姿なども特定されたくないという理由で男性の自宅の玄関ドアを挟んで行った。

「子供がほしかったが、もう人生は取り戻せない。2人目はもうほしかったが、もう人生は取り戻せない。」



スウェーデンでの強制不妊手術で医師によって書き込まれた患者の手術申請書—3月

スウェーデンの強制不妊政策を巡る動き

- 1932年 社会民主労働党の政権が発足。福祉国家政策の推進を始める
- 33年 ドイツでナチスによる断種法制定
- 34年 精神障害者を対象とした「断種法」制定。35年に施行
- 41年 断種法改正。対象が精神障害者だけでなく「反社会的な人物」にまで拡大。本人同意が原則必要としたが、現場では強制的な手術が行われた
- 46年 国民年金法改正。自治体の負担増
- 48年 児童手当を導入。このころ不妊手術がピークに
- 52年 地方自治体を統合。各自治体の財政規模が拡大
- 75年 断種法改正。強制的な手術を禁じる
- 97年 地元紙が過去の強制的な不妊手術について記事で告発。政府が調査委設置を表明
- 99年 調査委が強制的な不妊手術があったと認め、政府に補償するよう勧告

人目の妻は3年前に亡くなり、自治体の支援を受けて一人で暮らしている。親類も友人もほとんどおらず、ソーシャルワーカーが週に何度か訪問する程度だ。

男性は父を4歳の時に亡くし、母と兄、弟の4人で暮らしていた。思春期にならなれた。14歳の時、素行不良を理由に児童保護施設に入れられた。約40人いた入所者の大半は盗みなどを犯して入所させられた少年だった。施設では、社会学習の一環として牧場で毎日、働かされた。逃走を図る仲間もあり、男性も「とにかく男労働から逃げ出さなければ」という。

「断種しなければ、21歳までこの施設にとどまることになる。そう施設長に言われた。17歳の時、病院で知能検査などを受けて、基準に満たないと判断され、精神障害も認定された。手術を受けなくても施設を出られるよう何度も施設側に訴えたが、聞き入れられず、強制的に受けさせられた。」

男性「人生戻らない」

告発受け迅速に補償

1935〜75年の間、約2万人が強制的に不妊手術を受けさせられたとされるスウェーデンでは、報道をきっかけに政府が補償に動き出した。過去に強制不妊を進めた背景には、スウェーデンが掲げてきた福祉国家政策も密接に関連していた。

「政府は強制不妊手術で能力が劣っている人々を駆逐していた。97年8月、地元紙ダーゲンス・ニユヘテリ」のマチユイ・ザレンバ記者(97)が過去の強制不妊の実態を告発。同国メディアの反応は「周知のこと」といって済んだが、海外メディアが一人権を尊重して福祉国家を掲げるスウェーデンでなぜこんなことが行われていたのかと報道直後から政府を問う攻めにした。ザレンバ記者は「海外メディアが飛びつかなければ国は動かなかったと振り返る。報道から3日後、パルストロム保健・社会問題相(現外相)は会見で「野蠻な行為以外の何物でもない」と述べ、被害者への謝罪と補償を約束。過去の歴史に向き合うため調査委員会を設置することを表明した。パルストロム氏は20年以上も被害者に向き合ってきた理由について「誰も

男性は手術後、施設を出て船乗りなどの仕事に就いた。自分に問題行動があったのは認めないが、知能が低かったわけではない。取られたのは補償ではない。政府の対応は評価する。それでも「本心にひびくこと」をされた」との思いが強まる。日本政府が謝罪も補償にも応じていないことを説明すると、男性はこう言った。即座に補償すべきだ」と思っている。その後、再婚。幸福な家庭を築き、「1人目にも拡大された。社会的弱者や反社会的な人物を抱えるや地方自治体の財政負担が増し、多くの人に対するサービスが行き届かなくなるというのも、法改正の背景の一つだった。」

不妊手術のピークは40年代後半から50年代初頭。52年に大規模な自治体統合が行われた結果、各自治体の財政規模が大きくなって余裕が生まれ、強制的な手術の件数は減少した。

「反社会的な人物の抽出には医師や牧師、教師らが動員され、知能テストなどを行った後、手術が行われていた。法律では本人の同意が必要とされていたが、実際の現場は違う。『矧』のような形で強制的に手術が行われた(ルンシス准教授。刑務所や児童保護施設の入所者には早期出所を見返りに強制不妊を迫った。多くの子供を抱える女性には「手術を受けなければ子供への助成を与えない」など圧力をかけていた。法律は75年に改正され、強制的な手術は行われなくなった。ルンシス准教授は「避妊薬などが普及し、法律自体が時代遅れになった」と説明する。

沈黙していたのは、不妊手術があまりに深く社会に根付いており、(過去の行いから)自分たちを守りたかったからだと説明した。調査委員会は90年、意思に反して不妊手術を行ったケースがあったと結論づけ、政府に対して補償を行うことを勧告。政府は申し出た被害者に、強制的に有無を調査したうえで1人当たり17万5000円(当時約250万円)を補償するとしていた。

だが、すでに亡くなっていく人も多かったうえ、強制不妊の過去を親族にも隠している人も多く、名乗り出なかった人もいた。また、記録が残っていないなどの理由で強制的な手術を受けたケースもあった。ザレンバ記者の報道の基礎となる研究を行ったストックホルム大のルンシス准教授(歴史学)は「3000〜4000件の申請中、補償が認められたのは約1700件だった」と明かす。

スウェーデンでは32年、社会民主労働党が政権を取り、以後の長期政権で福祉国家政策を進めた。一方で、強制的な不妊手術を認める法律を34年に制定。41年の法改正では、対象は精神障

不妊手術、理由替え許可

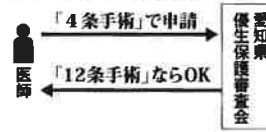
愛知の審査会 医師の再申請経路



旧優生保護法(1948〜96年)の下で障害者らに実施された強制不妊手術について、愛知県は17日、毎日新

聞の情報公開請求に基づき、関係する公文書43件、608枚を開示した。遺伝性疾患を理由にした「4条手術」の申請を「2」とする一方、非遺伝性疾患が対象の「12条手術」は「2」として、申請を「2」とする。住所、管轄保健所名などは黒塗りにされ、個人の特定はできない。13〜14歳の男女60人が審査され、うち55人の手術を「適」と判断していた他、「2」が2人、判断が保留で工場地域のため男子劣

開示資料から判明した審査過程



4条申請に対し12条なら「適」とされた例

患者	疾患名	申請理由
17歳女性	知的障害	婦女子にいたずら的行為しばしばあり
14歳女性	知的障害	居住地域が工場地域のため男子劣業者の往来が多く誘惑されたりするので子を産出した場合、これをほらし独立して生計を営む能力に欠けている
37歳女性	知的障害	性的に無知無関心で将来が非常に危険
19歳女性	先天性脳まひ	性的風俗異常行動が認められる
13歳女性	知的障害	性的風俗異常行動が認められる

衛生年報によると、県内では49〜81年に約55人に対し強制不妊手術が実施され、今回開示された時期の手術は17人だった。

「道水竜命 東京大大学院総合文化研究科の市野川容孝教授(医療社会学)の「12条による手術は保護者の同意が必要であり、一度申請した医師から改めて申請し直してもらわなければならない。審査会が4条による申請を12条なら「適」と判断している」と審査しているように見える。

「他国の補償政策 超党派勉強会 旧優生保護法(1948〜96年)下で行われた障害者らへの強制不妊手術問題を考える超党派議員連盟の第3回勉強会が17日、国会内で開かれ、同様など他国の補償政策について専門家からヒアリングした。

東京大大学院の市野川容孝教授(医療社会学)が、ドイッデンでは80年から、スイッデンでは98年から始まった

山形県立の知的障害者施設が1960年代、女性入所者に対し旧優生保護法(48〜96年)に基づく集団での不妊手術を要求して

らにも聞き取りをすべく「きたと聞き」と述べ、関係者への聞き取り調査を実施したいとの考えを示した。

側面から見たら、補償の経緯や内容などを説明。議員会長の尾辻秀久元厚生労働相(自民)は、証拠が十分でも被害者の言い分を尊重して補償に合わせたスウェーデンについて「我々も参考にすべきだ」と話し、強制的な手術の立証にたわらざる解決を急ぎたいと訴えた。

市野川教授は「補償につなげるため、窓口を設置し呼び掛けを」と述べ、厚労省の担当者と連携。厚労省の担当者は「各都道府県の間で合弁窓口をとりまとめたい」と述べた。【藤沢美由紀 二村祐士朗】

施設関係者聞き取り

強制不妊 山形知事意向

山形県立の知的障害者施設が1960年代、女性入所者に対し旧優生保護法(48〜96年)に基づく集団での不妊手術を要求して

らにも聞き取りをすべく「きたと聞き」と述べ、関係者への聞き取り調査を実施したいとの考えを示した。

側面から見たら、補償の経緯や内容などを説明。議員会長の尾辻秀久元厚生労働相(自民)は、証拠が十分でも被害者の言い分を尊重して補償に合わせたスウェーデンについて「我々も参考にすべきだ」と話し、強制的な手術の立証にたわらざる解決を急ぎたいと訴えた。

市野川教授は「補償につなげるため、窓口を設置し呼び掛けを」と述べ、厚労省の担当者と連携。厚労省の担当者は「各都道府県の間で合弁窓口をとりまとめたい」と述べた。【藤沢美由紀 二村祐士朗】